

平成 20 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ナノテックス
代 表 者 名 代表取締役 嶋 本 篤
コ ー ド 番 号 7772 札証アンビシヤス
本 店 所 在 地 東京都港区高輪二丁目 15 番 19 号
問 合 せ 先 取締役総務部長 飯島 亨
電 話 番 号 03-5795-0301
(URL <http://www.nanotex-jp.com/>)

ユニパルス株式会社による当社株券に対する 公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 14 日開催の取締役会において、ユニパルス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社が発行する全ての普通株式及び新株予約権（平成 18 年 5 月 9 日開催の当社臨時株主総会及び平成 18 年 4 月 21 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 2 回新株予約権。以下「本新株予約権」といいます。）を対象とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり賛同の意見を表明することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けが成立した場合には、普通株式は上場廃止となる可能性があります。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	ユニパルス株式会社	
(2) 事 業 内 容	エレクトロニクス機器の開発、製造、販売	
(3) 設 立 年 月 日	昭和 45 年 4 月 1 日	
(4) 本 店 所 在 地	東京都中央区銀座七丁目 16 番 3 号	
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役会長 吉本 喬美	
(6) 資 本 金	1,733,612,100 円	
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 20 年 3 月 31 日現在)	吉 本 喬 美	29.88%
	星 竹 夫	2.67%
	ユニパルス社員持株会	2.18%
	三菱 UFJ 信託銀行株式会社	1.85%
	日本生命保険相互会社	1.85%
	降 籬 徹	1.52%
	玉 久 明 子	1.13%
	檜 部 義 弘	0.99%
	吉 田 喜 一	0.99%
	今 佳 子	0.96%
吉 本 紀 子	0.96%	
(8) 公 開 買 付 者 と 当 社 の 関 係 等	資 本 関 係	公開買付者は、当社株式 1 株を保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 20 年 10 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施について、賛同の意見を表明することを決議いたしました。

当社は当社の株主及び第 2 回新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することをお勧めいたします。

3. 本公開買付けに関する意見の根拠及び経緯等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者グループの基幹産業である電子機器製造事業の更なる経営基盤の拡充と経営効率の改善のため、当社の全ての発行済普通株式（当社が保有する自己株式を除く。）及び新株予約権（以下「当社株券等」といいます。）を取得し、当社を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決定しております。

本公開買付けは、当社株券等の全てを取得することを目的とするため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定の当社株券等の数に上限を設定しておりません。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに対して応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が、株式数に換算して 15,279 株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の下限（買付予定数の下限）を設定しております。

※ 公開買付者による買付け等の概要の詳細につきましては、添付資料「株式会社ナノテックス株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの背景

当社は、平成 14 年 6 月、光・ナノテクノロジー技術による産業用製造機械・検査機の応用製品の製造・販売を目的として設立され、ナノメートルオーダーの分解能をもって物体の動き（変位）や振動を測定できる独自開発の静電容量型変位計、また、光ファイバー変位計、光学レンズの開発・設計・評価に欠かせないデファクトスタンダードである OTF(Optical Transfer Function)測定装置、さらに、高解像度量産レンズを高いスループットで検査する OTF 検査装置といったユニークかつオリジナルな製品の開発・製造・販売を行なっております。当社の平成 20 年 6 月期の売上高は 854 百万円、営業利益は 102 百万円、経常利益は 97 百万円、当期純利益は 46 百万円であります。

一方、公開買付者は、「得意とするパルス回路技術を使って、ユニークな製品作りをしていこう」という志のもとに 1970 年に発足しました。この製品開発姿勢を社名とし、顧客と一体となった製品開発を積極的に進めることで事業規模を拡大し、現在では、その顧客は工業計測・計重・重工・自動車・機械・環境・メディカル・セキュリティ等、多岐にわたっております。公開買付者は普通株式を東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、近年、東京証券取引所市場第一部への指定替えを目指しており、企業価値向上のための経営指標として営業利益率（対売上高）12%以上及び ROE（株主資本利益率）10%以上を目標として掲げております。また、収益基盤拡充のスピードを高めるために、中期的な経営戦略として積極的な M&A 戦略の推進を掲げております。その中で、平成 18 年 1 月には、電設事業を展開する株式会社昭永電設を完全子会社としてグループに加えております。さらに、平成 18 年 5 月には、ハードディスク関連の高精度の計測技術や電磁変換技術をメインに扱う記録機器（ハードディスク評価装置等）及び生産設備向 FA システム機器を中心とした電子機器製造事業を展開する協同電子システム株式会社（現・株式会社ナノテスト、以下「ナノテスト社」といいます。）を完全子会社としてグループに加えおります。その結果、公開買付者の平成 19 年 9 月期連結会計年度の売上高は 5,102 百万円、営業利益は 392 百万円、経常利益は 451 百万円、当期純利益は 60 百万円となっております。

(3) 賛同の理由

当社と公開買付者とは、平成 20 年 7 月上旬から、相互のシナジーを見極めるべく議論と検討を重ねてまいりました。

その結果、当社と公開買付者とは、事業上も高いシナジー効果が見込まれ、公開買付者による当社の完全子会社化が、両者の企業価値を相互に高めることになるとの結論に達しました。その理由は、以下のとおりです。

(a) 営業上のシナジー

弊社の主要な顧客は、半導体製造・検査装置メーカー、液晶製造・検査装置メーカー、ハードディスク製造メーカー、光学機器製造メーカーなど、先端技術分野に属しております。一方、公開買付者の主要な顧客は、工業計測・計重・重工・自動車・機械・環境・メディカル・セキュリティ等多岐にわたっておりますが、特に自動車や機械など、弊社が顧客基盤を有しない領域に、強い販売ネットワークを有しております。

また、当社の製品の大半は、カスタマイズ品であるのに対して、公開買付者は、カスタマイズ製品のみならず、汎用品の販売も大きな比率を占め、当社の有しない国内外にわたる営業ネットワーク、サービスネットワークを有しております。当社による公開買付者のネットワークの活用は、当社の営業規模の拡大に大きく寄与するものと考えられます。

さらに、弊社の主力製品は計測装置であり、販売には高い専門知識のみならず、計測機器を使用する顧客とのネットワークが求められますが、公開買付者の主要製品も計測装置であるため、公開買付者の営業ネットワークを有効に活用できると考えております。

(b) 技術上のシナジー

技術的には、当社製品は、独自のアナログ回路や信号処理アルゴリズム等に特徴があります。当社製品の大部分は、顧客ごとのカスタマイズ製品であり、カラフルな表示機やインターフェイス等は不要なため、これらの搭載を行っておりません。一方、公開買付者は、汎用計測機の販売比率が高いことから、液晶ディスプレイの搭載や USB、LAN 等のインターフェイス等を標準又はオプションとして装備しております。

弊社製品に公開買付者の製品である表示機やインターフェイスを装備することによって、様々なバリエーションの新製品を迅速に開発することが可能となり、新たな顧客層の掘り起こしが期待できます。

また、公開買付者のグループ企業であるナノテスト社は、ハードディスクの製造・検査装置を手がけていることに加え、非接触変位計のユーザーでもあるため、当社の非接触変位計測技術とあわせて、技術的にも高いシナジー効果の発揮が見込まれます。

さらに、公開買付者と当社の生産の方法や、購入資材等も類似しており、協同購買等によるコスト削減等が期待されます。例えば、当社長野工場は、精密加工、光学機器、電子機器組立等を行っておりますが、公開買付者の製品の製造も行うことができると考えられ、効率的な生産とコストダウンが可能になると考えられます。

(c) 管理部門の共有による業務効率の向上

上場企業においては、内部管理体制の厳格化等により、上場維持のための管理コストは上昇の一途を辿っており、当社においても多大な費用と時間をかけて内部管理体制の構築と維持を行っております。当社は、前述したとおり平成 20 年 6 月期の売上高が 854 百万円、営業利益は 102 百万円、経常利益は 97 百万円、当期純利益は 46 百万円であり、従業員数は 20 名という小規模組織であり、独自に内部管理体制を維持していくためには、多大な経費と時間を継続して投入していく必要があります。

そのため、本公開買付けによって当社が公開買付者の完全子会社になることにより、管理に関する人材も共有が図れ、業務の効率が著しく向上することが見込まれます。

(d) 経営規模拡大による財務基盤の強化

米国のサブプライムローン問題に端を発した金融情勢の悪化は、世界経済の牽引役であった米国景気を大幅に後退させ、また、急激な円高により、金融関連業界のみならず、自動車、電機といった産業においてすらも、大幅な景気の減速が予想されています。当社の主要最終顧客は、光学機器、半導体製造・検査装置、液晶製造・検査装置、ハードディスク部品製造等のメーカーであり、生産計画の下方修正の情報は現状つかんでおりませんが、液晶テレビや、ハードディスクレコーダ、携帯電話、コンピュータ等の製造計画の世界的販売が下降すれば、当社業績にも重大な影響が及ぶことが考えられます。景気の後退時期は、当社の顧客の多くでは、次世代製品の開発に注力する傾向があり、製品採用の見直し等が行われます。このような環境は、新規市場参入企業にとってはビジネスチャンスとなりえますが、業績の低下時に、先行的な開発投資、設備投資を行なう必要があります、そのためには財務基盤を強化する必要があります。

本公開買付けによって、当社の財務基盤は一層強化され、顧客の次世代製品の開発に対応した投資を継続でき、さらに、開発の協業が可能であることから、中期的な業績の拡大に寄与できるものと考えます。

以上のとおり、本公開買付けの実施によって、当社と公開買付者は、それぞれの独自性と強みを残しながら、重なるの少ない顧客層の相互開拓、ノウハウの共有化、管理部門の共有化、将来的には相互の技術を拠出した新規事業分野への進出等、経営資源がより有効に活用されるものと判断しており、事業価値の極大化を図った両社のシナジー効果を実現できるものと考えられることから、当社は、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

(4) 応募を推奨することが妥当と判断した根拠

上記のとおり、当社は、事業価値の極大化を図った両社のシナジー効果を実現できるとの判断から、本公開買付けに賛同することが妥当との結論に至っております。

当社取締役会は、公開買付者とは別個に、第三者算定機関である堤公認会計士事務所に、当社の株式価値の算定を独自に依頼し、平成20年10月10日付けで、評価報告書を取得しております。評価報告書では、ディスカунテッド・キャッシュフロー（DCF）法を用いて、当社の普通株式の価値に関する分析及び算定を行ないました。その算定結果は24,570円から30,030円のレンジが当社の株式価値として示されておりました。

また、本公開買付価格は、公開買付者取締役会開催日前営業日である平成20年10月10日の札幌証券取引所アンビシャス市場における当社株式の株価終値10,000円に対して160.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、当社株式の平成20年10月10日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均13,708円（小数点以下を四捨五入）に対して約89.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去3か月間の終値の単純平均16,184円（小数点以下を四捨五入）に対して約60.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均20,640円（小数点以下を四捨五入）に対して約26.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となります。

当社は、平成20年10月14日開催の取締役会において、第三者算定機関である堤公認会計士事務所による当社株式の価値の分析結果を参考としつつ、本公開買付けにおける買付価格の妥当性や本公開買付けに関する諸条件について公開買付者及び当社の財務状況、事業上のシナジー、当社の株価・出来高の推移等、様々な観点から慎重に検討した結果、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格である1株当たり26,000円は、本公開買付け及びその後の公開買付者による当社の完全子会社化が当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、公開買付者及び当社との間の組織再編後に予想される当社のシナジー等を勘案したうえでも、当社の株主に対して合理的な価格により、当社株式を売却する機

会を提供するものであると判断いたしました。

なお、堤公認会計事務所は、当社の関連当事者に該当しておりません。

また、平成20年10月14日現在における本新株予約権の1株当たりの行使価格は160,000円であり、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格26,000円を大幅に上回っているため、本新株予約権の行使には、経済合理性がないものと解されます。さらに、本新株予約権は、いずれも当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、顧問、執行役員又は従業員に対するストック・オプションの目的で発行されたものであり、付与対象者が当社の取締役、監査役、顧問、執行役員若しくは従業員の地位にあること又はかつてこれらの地位にあったことが本新株予約権の行使条件とされています。

そのため、公開買付者が本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと考えられることから、1個につき1円とする買付価格は妥当であると判断いたしました。

したがって、当社としては本公開買付に応募することを勧めることが妥当であるとの判断に至りました。

(5) 公平性を担保するための措置

上記の本公開買付けに関する意見を表明するに際して、当社は、公開買付者とは別に、独立した第三者算定機関である堤公認会計士事務所に、当社の株式価値の算定を独自に依頼し、平成20年10月10日付けで、評価報告書を取得しております。(なお、当社は、第三者算定機関からは公正性に関する意見(いわゆるフェアネス・オピニオン)は取得しておりません。)

また、同堤公認会計士事務所の公認会計士堤康之氏に財務に関するアドバイスを、また、佐藤総合法律事務所の弁護士熊谷貴之氏に法務に関するアドバイスを依頼し、かかるアドバイスをもとに、公開買付者との間における本公開買付けの条件、その他の事項について十分な協議および交渉を行いました。

上記の賛同決議が行われた取締役会では、遠藤榮之進氏及び吉村昇氏を除く取締役全員一致で承認可決しております。これは遠藤榮之進氏は当社筆頭株主の日本ライトン株式会社(以下「日本ライトン」といいます。)の代表取締役会長であること並びに、吉村昇氏は当社主要株主のNISP2投資事業有限責任組合(以下「NISP2組合」といいます。)の代表取締役であることから、当社の意思決定の公正性を担保するため、当社取締役会における本公開買付けに関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。また、同取締役会には、社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨及び本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べています。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果によっては、札幌証券取引所の上場廃止基準に従い、当社の株券が所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けによって同基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終了後に、下記「4. 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の手続に従い、公開買付者が当社株券等の全てを保有することを予定しておりますので、その場合には当社の株券は上場廃止となる見込みです。

上場廃止後は、当社の株式を札幌証券取引所において取引することができなくなり、当社の株式を売却することが困難になることが予想されます。

(7) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由

当社と公開買付者とは、前述したとおり、事業上も高いシナジー効果が見込まれ、公開買付者による当社の完全子会社化が、両者の企業価値を相互に高めることになると考えて

おり、当社は公開買付者による当社の完全子会社化を目的とする本公開買付けに賛同した上、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを勧めいたします。

本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、近時の市場株価よりも有利な価格にてその保有する株式を売却する機会を提供するものです。本公開買付け価格は、公開買付者取締役会開催日前営業日である平成20年10月10日の札幌証券取引所市場アンビシャス市場における当社株式の株価終値10,000円に対して160.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、当社株式の平成20年10月10日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均13,708円（小数点以下を四捨五入）に対して約89.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去3か月間の終値の単純平均16,184円（小数点以下を四捨五入）に対して約60.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均20,640円（小数点以下を四捨五入）に対して約26.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となります。

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果によっては、札幌証券取引所の上場廃止基準に従い、当社の株券が所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けによって同基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終了後に、下記「4. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続に従い、公開買付者が当社株券等の全てを保有することを予定しておりますので、その場合には当社の株券は上場廃止となる見込みです。

なお、当社は、平成20年10月14日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、平成21年6月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対する期末配当を実施しないことを決議しております。

上場廃止後は、当社の株式を札幌証券取引所において取引することができなくなり、当社の株式を売却することが困難になることが予想されます。

公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、下記「4. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、公開買付者を除く当社株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社の完全子会社化を行うことを企図しております。当社の完全子会社化の過程において公開買付者以外の当社株主に交付される金銭の額は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を基準として算定される予定です。

4. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は株式に換算した当社株券等の約66.68%を超える株券等を取得することになりますが、本公開買付けにご理解いただき応募いただいた当社株主の割合及びその他状況を勘案して、本公開買付けで当社株券等の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の方法により、当社の発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。

公開買付者は、完全子会社化の手法を検討するにあたり、当社及び公開買付者の株主への配慮並びに完全子会社化における対価の公正性及び手続の公平性の確保を前提として、当社の完全子会社化後における両社の経営への影響や完全子会社化における税務や法務に関する検討点について、専門家を交えて協議し、多角的に分析を行いました。これらを総合的に勘案し、公開買付者の既存株主との関係では公開買付者の発行済株式数の増加をもたらさないこと、当社の株主においては将来的な価格変動リスクを回避できることから、金銭を対価とした株式交換の手法による完全子会社化の手法を選択するに至りました。

本株式交換により当社株式1につき交付される金銭の額は、本公開買付けの買付価格を基準に算定する予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。また、完全子会社となる当社の株主は、法令の手続に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。

この場合の1株当たりの買取価格は、本公開買付けの買付価格及び本株式交換に際して当社株式1株につき交付される金銭の額と異なる可能性があります。

なお、公開買付者は、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付け者による当社株券等の所有割合及び公開買付け以外の当社株主の保有状況等によって、上記方法に代えて、他の方法により当社を完全子会社化する可能性があります。

5. 重要な合意に関する事項等

公開買付者は、当社の筆頭株主である日本ライトン及びNISP2組合の無限責任組合員であるエヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社との間で平成20年10月14日に公開買付けに関する契約をそれぞれ締結しております。日本ライトン及びNISP2組合は、当該契約において、その保有する当社株式の全て（合計14,098株、当社の発行済株式総数の約60.97%）について、公開買付けが公開買付けに関する契約上の義務に違反した場合を除き、原則として、本公開買付けに応募することに同意しております。

また、当社は、公開買付者との間で、当社の役員構成等に関する事項について、①当社及び公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済が完了した後、速やかに、公開買付者の指名する取締役及び監査役が当社の取締役会及び監査役会のそれぞれ過半数を占めることとなるよう必要な手続を行なうこと、②公開買付者は、公開買付者の指名する者を①の手続きが完了するまでの間、当社の取締役会、経営会議その他重要な会議に、オブザーバーとして出席させることができ、当社はかかるオブザーバーの出席を認めるものとするを合意しております。

6. その他の事項

- (1) 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
- (2) 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
- (3) 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。
- (4) 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

7. 今後の見通し

当社と公開買付者は、それぞれの独自性と強みを残しながら、重なるの少ない顧客層の相互開拓、ノウハウの共有化、管理部門の共有化、将来的には相互の技術を抛出した新規事業分野への進出等、経営資源がより有効に活用されるものと判断しており、事業価値の極大化を図った両社のシナジー効果を実現してまいりたい所存です。

以 上

※ 公開買付者による買付け等の概要につきましては、添付資料「株式会社ナノテックス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

(添付資料)

平成 20 年 10 月 14 日

各 位

会社名：ユニパルス株式会社
代表者名：代表取締役会長 吉本 喬美
(コート`番号 6842 東証第二部)
問合せ先：常務取締役経営統括本部長 和田 倫幸
(TEL：03-5148-3000)

株式会社ナノテックス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ユニパルス株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 20 年 10 月 14 日開催の取締役会において、株式会社ナノテックス（以下「対象者」といいます。）が発行する全ての普通株式及び新株予約権（平成 18 年 4 月 21 日開催の対象者取締役会の決議及び平成 18 年 5 月 9 日開催の対象者臨時株主総会に基づき発行された第 2 回新株予約権。以下「本新株予約権」といいます。）を対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要及び経緯

当社は、「得意とするパルス回路技術を使って、ユニークな製品作りをしていこう」という志の基に 1970 年に発足しました。この製品開発姿勢を社名とし、顧客と一体となった製品開発を積極的に進めることで事業規模を拡大し、現在ではその顧客は工業計測・計重・重工・自動車・機械・環境・メディカル・セキュリティ等多岐に渡っております。当社は普通株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）第二部に上場しておりますが、近年東京証券取引所市場第一部への指定替えを目指しており、企業価値向上のための経営指標として営業利益率（対売上高）12%以上と ROE（株主資本利益率）10%以上を目標として掲げております。また、収益基盤拡充のスピードを高めるために、中期的な経営戦略として積極的な M&A 戦略の推進を掲げております。その中で、平成 18 年 1 月には電設事業を展開する株式会社昭永電設を完全子会社として当社グループに加えております。更に、平成 18 年 5 月にはハードディスク関連の高精度の計測技術や電磁変換技術をメインに扱う記録機器（ハードディスク評価装置等）及び生産設備向 FA システム機器を中心とした電子機器製造事業を展開する協同電子システム株式会社（現・株式会社ナノテスト）を完全子会社として当社グループに加えております。その結果、平成 19 年 9 月期連結会計年度の売上高は 5,102 百万円、営業利益は 392 百万円、経常利益は 451 百万円、当期純利益は 60 百万円となっております。

一方、対象者は平成 14 年 6 月に光・ナノテクノロジー技術による産業用製造機械・検査機の応用製品の製造・販売を目的として設立され、ナノメートルオーダーの分解能で物体の動き（変位）や振動を測定できる独自開発の静電容量型変位計や光ファイバー変位計、光学レンズの開発・設計・評価に欠かせないデファクトスタンダードである OTF (Optical Transfer Function) 測定装置、高解像度量産レンズを高いスループットで検査する OTF 検査装置等ユニークかつオリジナルな製品の開発・製造・販売を行っております。対象者の平成 20 年 6 月期の売上高は 854 百万円、営業利益は 102 百万円、経常利益は 97 百万円、当期純利益は 46 百万円です。

当社は、当社グループの基幹産業である電子機器製造事業の更なる経営基盤の拡充と経営効率の改善の為、対象者が保有する自己株式を除いた対象者の全ての発行済普通株式及び新株予約権（以下「対象者株券等」といいます。）を取得し対象者を完全子会社化することを目的と

して、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定致しました。本公開買付けの実施によって、当社と対象者は、それぞれの独自性と強みを残しながら、①重複の少ない顧客層の相互開拓、②製品開発ノウハウの共有化、③将来的な特機関連の新規事業開発の協業等、両社が保有する経営資源を相互に有効活用することで、シナジー効果を追求してまいります。これにより、対象者の事業競争力が強化されるとともに、当社のさらなる企業価値向上に寄与するものと考えております。

また、対象者は、平成 20 年 10 月 14 日開催の取締役会において、第三者算定機関である堤公認会計士事務所による対象者株式の価値の分析結果を参考としつつ、本公開買付けにおける買付価格の妥当性や本公開買付けに関する諸条件について当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー、対象者の株価・出来高の推移等様々な観点から慎重に検討した結果、本公開買付け及びその後の当社による対象者の完全子会社化が対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対しても、当社及び対象者との間の組織再編後に予想される対象者のシナジー等を勘案した上でも、合理的な価格により、対象者株式を売却する機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて、賛同の意を表明する旨を、遠藤榮之進氏及び吉村昇氏を除く取締役全員一致で承認可決いたしました。なお、対象者の取締役である遠藤榮之進氏は対象者筆頭株主である日本ライトン株式会社（以下「日本ライトン」といいます。）の代表取締役会長であり、また対象者の取締役である吉村昇氏は対象者主要株主である NISP 2 投資事業有限責任組合（以下「NISP2 組合」といいます。）の無限責任組合員であるエヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社（以下「NISP」といいます。）の代表取締役であることから、対象者の意思決定の公正性を担保するため、対象者の取締役会における本公開買付けに関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。

（2）本公開買付けにおける条件の概要

本公開買付けは、上述のとおり、対象者株券等の全てを取得することを目的とするものです。そのため、当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定しておりませんが、本公開買付けに対して応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が株式に換算して 15,279 株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の下限（買付予定数の下限）を設定しております。

本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、近時の市場株価よりも有利な価格にてその保有する株式を売却する機会を提供するものです。当社は、当社の第三者算定機関であるジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社（以下「JWM」といいます。）による対象者の株式価値の評価結果の内容を参考にしつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、最近の公開買付けにおいて市場価格に付与されているプレミアム水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し及び本公開買付けの目的を達成することの当社事業戦略上の必要性等を総合的に勘案した上で、対象者並びに対象者大株主である日本ライトン（7,098 株、対象者の発行済株式総数の約 30.70%。）及び NISP 2 組合（7,000 株、対象者の発行済株式総数の約 30.27%。）の無限責任組合員である NISP と協議・交渉した結果、10 月 14 日に本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 26,000 円と決定いたしました。他方、本新株予約権の買付価格については、本新株予約権はストック・オプションとして発行されたものであり、当社が買付けたとしても行使できないと解されることから、1 個当たり 1 円としました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、平成 20 年 10 月 10 日の証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）アンビシャス市場における対象者株式の株価終値 10,000 円に対して 160.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、対象者株式の平成 20 年 10 月 10 日までの過去 1 ヶ月間の調整後終値平均株価 13,708 円（小数点以下四捨五入）に対して約 89.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去 3 ヶ月間の調整後終値平均株価 16,184 円（小数点以下四捨五入）に対して約 60.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去 6 ヶ月間の調整後終値平均株価 20,640 円（小数点以下四捨五入）に対して約 26.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となります。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合、当社は株式に換算した対象者株券等の約 66.68%を超える株券等を取得することになりますが、本公開買付けにご理解いただき応募いただいた対象者株主の割合及びその他状況を勘案して、本公開買付けで対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合は、当社は、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の方法により、対象者の発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。

当社は、完全子会社化の手法を検討するにあたり、対象者及び当社の株主への配慮並びに完全子会社化における対価の公正性及び手続の公平性の確保を前提として、対象者の完全子会社化後における両社の経営への影響や完全子会社化における税務や法務に関する検討点を、専門家を交えて協議し、多角的に分析を行いました。これらを総合的に勘案し、当社の既存株主との関係では当社の発行済株式数の増加をもたらさないこと、対象者の株主においては将来的な価格変動リスクを回避できることから、金銭を対価とした株式交換の手法による完全子会社化の手法を選択するに至りました。本株式交換により対象者株式1株につき交付される金銭の額は、本公開買付けの買付価格を基準に算定する予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。また、完全子会社となる対象者の株主は、法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の1株当たりの買取価格は、本公開買付けの買付価格及び本株式交換に際して対象者株式1株につき交付される金銭の額と異なる可能性があります。

なお、当社は、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による対象者株券等の所有割合及び当社以外の対象者株主の保有状況等によって、上記方法に代えて、他の方法により対象者を完全子会社化する可能性があります。

(4) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果によっては、札幌証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の株券が所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けによって同基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終了後に、上記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続に従い、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを保有することを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者の株式を札幌証券取引所において取引することができなくなり、対象者の株式を売却することが困難になることが予想されます。

なお、本公開買付けには、応募株券等の総数が 15,279 株（株式に換算した対象者株券等の約 66.67%）に満たない場合は応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の下限（買付予定数の下限）を設定しておりますので、その場合には本公開買付けは不成立となります。本公開買付けが不成立となった場合の方針については未定です。

なお、対象者は、平成 20 年 10 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、平成 21 年 6 月 30 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対する期末配当を実施しないことを決議しております。

(5) 重要な合意に関する事項等

公開買付者は、対象者の筆頭株主である日本ライトン及び NISP 2 組合の無限責任組合員である NISP との間で平成 20 年 10 月 14 日に公開買付けに関する契約をそれぞれ締結しております。両株主は、当該契約において、その保有する対象者株式の全て（合計 14,098 株、対象者の発行済株式総数の約 60.97%）について、本公開買付けの買付予定の株券等の数に変更された場合、又は買付け等の価格が引き下げられた場合を除き、原則として、本公開買付けに応募することに同意しております。

また、当社は対象者との間で、①当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済が完了した後、速やかに、当社の指名する取締役及び監査役が対象者の取締

役会及び監査役会のそれぞれ過半数を占めることとなるよう、必要な手続を行なうものとする
こと、及び②当社は、当社の指名する者を本公開買付け完了から①に定める手続きが完了する
までの間、対象者の取締役会、経営会議、その他重要な会議に、オブザーバーとして出席させ
ることができ、対象者はかかるオブザーバーの出席を認めるものとするにつき合意しており
ます。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社ナノテックス																					
② 事業内容	精密計測事業、光計測事業、情報機器事業																					
③ 設立年月	2002年6月25日																					
④ 本店所在地	東京都港区高輪二丁目15番19号 高輪明光ビル																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 嶋本 篤																					
⑥ 資本金	286,750千円																					
⑦ 大株主及び持株比率	<p style="text-align: right;">(平成20年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">日本ライトン株式会社</td> <td style="text-align: right;">30.7%</td> </tr> <tr> <td>NISP 2 投資事業有限責任組合</td> <td style="text-align: right;">30.3%</td> </tr> <tr> <td>株式会社ジェーピーシー</td> <td style="text-align: right;">5.2%</td> </tr> <tr> <td>株式会社ナノテックス</td> <td style="text-align: right;">3.6%</td> </tr> <tr> <td>グロースファンド5号</td> <td style="text-align: right;">2.9%</td> </tr> <tr> <td>先端技術産業創造投資事業有限責任組合</td> <td style="text-align: right;">1.7%</td> </tr> <tr> <td>株式会社尚光商会</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>東 良英</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>綾部 誠</td> <td style="text-align: right;">1.2%</td> </tr> <tr> <td>玉谷 英二</td> <td style="text-align: right;">0.8%</td> </tr> </table>		日本ライトン株式会社	30.7%	NISP 2 投資事業有限責任組合	30.3%	株式会社ジェーピーシー	5.2%	株式会社ナノテックス	3.6%	グロースファンド5号	2.9%	先端技術産業創造投資事業有限責任組合	1.7%	株式会社尚光商会	1.5%	東 良英	1.5%	綾部 誠	1.2%	玉谷 英二	0.8%
日本ライトン株式会社	30.7%																					
NISP 2 投資事業有限責任組合	30.3%																					
株式会社ジェーピーシー	5.2%																					
株式会社ナノテックス	3.6%																					
グロースファンド5号	2.9%																					
先端技術産業創造投資事業有限責任組合	1.7%																					
株式会社尚光商会	1.5%																					
東 良英	1.5%																					
綾部 誠	1.2%																					
玉谷 英二	0.8%																					
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は対象者の株式を1株保有しております。																				
	人的関係	該当事項はありません。																				
	取引関係	該当事項はありません。																				
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。																				

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年10月15日(水曜日)から平成20年12月2日(火曜日)まで(33営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式	1株につき、金26,000円
本新株予約権	1個につき、金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

本公開買付け価格である1株あたり26,000円は、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果及びJWMに買付け価格の決定の参考情報とすべく、株式価値の算定を依頼し、平成20年10月10日に取得した株式価値算定書の内容等を総合的に勘案し決定されたものです。JWMは対象者の収益予想や設備投資計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価するDCF法、及び対象者の札幌証券取引所アンビシャス市場における市場株価に基づき株式価値を評価する市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、DCF法では22,883円から35,298円、市場株価法では、対象者の評価基準日を平成20年10月10日として、市場株価法による株式価値の算定において一般的に考慮されている対象者株式の1ヶ月(13,708円)、3ヶ月(16,184円)、6ヶ月(20,640円)の調整後終値平均株価に基づき、13,708円から20,640円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。なお、DCF法における評価において前提とした対象者の将来計画で大幅な増減益は見込んでおりません。

当社は、市場株価法による算定結果及び最近の公開買付けにおいて市場株価に付与されているプレミアムの水準を参考にしつつ、DCF法による算定結果、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し及び本公開買付けの目的を達することの当社事業戦略上の必要性等を総合的に勘案した上で、対象者並びに対象者大株主である日本ライトン及びNISP2の無限責任組合員であるNISPと協議・交渉した結果、10月14日に本公開買付けにおける買付け価格を1株当たり26,000円と決定いたしました。本公開買付け価格は、当社取締役会開催日前営業日である平成20年10月10日の札幌証券取引所アンビシャス市場における対象者株式の株価終値10,000円に対して160.0%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムを、対象者株式の平成20年10月10日までの過去1ヶ月間の調整後終値平均株価13,708円(小数点以下四捨五入)に対して約89.7%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の調整後終値平均株価16,184円(小数点以下四捨五入)に対して約60.7%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の調整後終値平均株価20,640円(小数点以下四捨五入)に対して約26.0%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムを加えた価格となります。

(ii) 本新株予約権

本日現在における本新株予約権の1株当たりの行使価格は160,000円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付け価格26,000円を大幅に上回っております。

本新株予約権は、いずれも対象者、対象者の子会社又は関連会社の取締役、監査役、顧問、執行役員若しくは従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、対象者、対象者の子会社又は関連会社の取締役、監査役、顧問、執行役員若しくは従業員の地位にあること又はかつてこれらの地位にあったことが本新株予約権の行使条件とされています。そのため、公開買付者は、本新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記のとおり、本新株予約権の買付け価格を1個につき1円と決定いたしました。

② 算定の経緯

(i) 普通株式

当社は、平成20年7月上旬より、当社による対象者の株式取得に関する協議を開始いた

しました。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、平成 20 年 8 月下旬より対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施し対象者の財務・法務等のリスクを把握するとともに、JWM に買付価格の決定の参考情報とすべく、株式価格の算定を依頼し、平成 20 年 10 月 10 日に株式価格算定書を取得しました。

JWM は対象者の収益予想や設備投資計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価する DCF 法、及び対象者の札幌証券取引所アンビシャス市場における市場株価に基づき株式価値を評価する市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、DCF 法では 22,883 円から 35,298 円、市場株価法では、対象者の評価基準日を平成 20 年 10 月 10 日として、市場株価法による株式価値の算定において一般的に考慮されている対象者株式の 1 ヶ月 (13,708 円)、3 ヶ月 (16,184 円)、6 ヶ月 (20,640 円) の調整後終値平均株価に基づき、13,708 円から 20,640 円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。なお、DCF 法における評価において前提とした対象者の将来計画で大幅な増減益は見込んでおりません。

当社は、それらの内容を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、最近の公開買付けにおいて市場株価に付与されているプレミアム水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し及び本公開買付けの目的を達成することの当社事業戦略上の必要性等を総合的に勘案した上で、対象者並びに対象者大株主である日本ライトン及び NISP 2 の無限責任組合員である NISP と協議・交渉した結果、10 月 14 日に本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 26,000 円と決定いたしました。

本公開買付価格は、当社取締役会開催日前営業日である平成 20 年 10 月 10 日の札幌証券取引所アンビシャス市場における対象者株式の株価終値 10,000 円に対して 160.0% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアを、対象者株式の平成 20 年 10 月 10 日までの過去 1 ヶ月間の調整後終値平均株価 13,708 円 (小数点以下四捨五入) に対して約 89.7% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアを、同日までの過去 3 ヶ月間の調整後終値平均株価 16,184 円 (小数点以下四捨五入) に対して約 60.7% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアを、同日までの過去 6 ヶ月間の調整後終値平均株価 20,640 円 (小数点以下四捨五入) に対して約 26.0% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアを加えた価格となります。

JWM は、第三者算定機関として、当社の取締役会が買付価格を決定する際の参考情報を、当社の取締役会に対して提出することを目的として JWM の算定結果 (以下「JWM 算定結果」といいます。) を作成しており、JWM 算定結果は、JWM が上記の買付け等の価格の公正性について意見を表明するものではありません。

また、対象者は、平成 20 年 10 月 14 日開催の取締役会において、第三者算定機関である堤公認会計士事務所による対象者株式の価値の分析結果を参考としつつ、本公開買付けにおける買付価格の妥当性や本公開買付けに関する諸条件について当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー、対象者の株価・出来高の推移等様々な観点から慎重に検討した結果、本公開買付け及びその後の当社による対象者の完全子会社化が対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対しても、当社及び対象者との間の組織再編後に予想される対象者のシナジー等を勘案した上でも、合理的な価格により、対象者株式を売却する機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて、賛同の意を表明する旨を、遠藤榮之進氏及び吉村昇氏を除く取締役全員一致で承認可決いたしました。なお、対象者の取締役である遠藤榮之進氏は対象者筆頭株主である日本ライトンの代表取締役会長であり、また対象者の取締役である吉村昇氏は対象者主要株主である NISP 2 組合の無限責任組合員である NISP の代表取締役であることから、対象者の意思決定の公正性を担保するため、対象者の取締役会における本公開買付けに関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。

(ii) 本新株予約権

本日現在における本新株予約権の1株当たりの行使価格は160,000円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格26,000円を大幅に上回っております。

本新株予約権は、いずれも対象者、対象者の子会社又は関連会社の取締役、監査役、顧問、執行役員若しくは従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、対象者、対象者の子会社又は関連会社の取締役、監査役、顧問、執行役員若しくは従業員の地位にあること又はかつてこれらの地位にあったことが本新株予約権の行使条件とされています。そのため、公開買付者は、本新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記のとおり、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

JWMは公開買付者の関係当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

- ① 株式に換算した買付予定数 15,279株
- ② 株式に換算した超過予定数 一株

(注1) 株式に換算した応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(15,279株。以下「買付予定数」といいます。)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。株式に換算した応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に定められた買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)末日までに本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の数の最大の数(以下「最大買付株式数」といいます。)は、対象者の平成20年6月期(第7期)有価証券報告書(平成20年9月26日提出)に記載された数値を基準とすると平成20年6月30日現在の発行済株式総数(23,120株)から、本公開買付けにおいて取得する予定のない同日現在の対象者が保有する自己株式数(834株)及び本日現在において公開買付者が保有する株式数(1株)を控除し、本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(630株)を加えた株式数(22,915株)となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	15,279個	(買付け等後における株券等所有割合66.68%)
対象者の総株主等の議決権の数	22,286個	

(注1) 「買付け予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける「株式に換算した買付け予定数」(15,279株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成20年6月期(第7期)有価証券報告書(平成20年9月26日提出)に記載された平成20年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式についても買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、

対象者の平成20年6月期（第7期）有価証券報告書（平成20年9月26日提出）に記載された平成20年6月30日現在の発行済株式総数（23,120株）から、本公開買付けにおいて取得する予定のない同日現在の対象者が保有する自己株式数（834株）を控除し、本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数（630株）を加えた株式数（22,916株）を分母としております。

（注3） 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

（注4） 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。

（7） 買付代金 397,254千円

「買付代金」には、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数（15,279株）に1株当たりの買付価格（26,000円）を乗じた金額を記載しております。なお、最大買付株式数（22,915株）の買付け等を行った場合の買付代金は595,790千円になります。

（8） 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成20年12月10日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人の住所）宛てに郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）の指示した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いいたします。

④ 株券等の返還方法

下記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、下記の方法により返還します。

（イ） 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

（ロ） 公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ及び第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付け等を行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付をした公開買付代理人（復代理人にて応募受付をした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合

を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話も含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理を通じて応募する外国人株主等は、以下の表明・保証を行うことを請求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話も含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者でないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 20 年 10 月 15 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」の（3）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けの条件が達成された場合には、対象者は当社の連結子会社となる予定であります。この異動が当社グループの平成 21 年 9 月期連結業績に与える影響は現段階では未定で

あります。今後確定次第ご報告いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

- ① 対象者の取締役会は、第三者算定機関である堤公認会計士事務所より取得した本公開買付価格に関する分析資料を参考とし、また、対象者の顧問弁護士である佐藤総合法律事務所からも法的助言を徴求し、平成20年10月14日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、遠藤榮之進氏及び吉村昇氏を除く取締役全員一致で、本公開買付けに賛同するとともに、同社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。なお、対象者の取締役である遠藤榮之進氏は対象者筆頭株主である日本ライトンの代表取締役会長であり、また対象者の取締役である吉村昇氏は対象者主要株主であるNISP2組合の無限責任組合員であるNISPの代表取締役であることから、対象者の意思決定の公正性を担保するため、対象者の取締役会における本公開買付けに関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。
- ② 当社は対象者との間で以下の事項を合意しております。
 - ・当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済が完了した後、速やかに、当社の指名する取締役及び監査役が対象者の取締役会及び監査役会のそれぞれ過半数を占めることとなるよう、必要な手続を行なうものとする。
 - ・当社は、当社の指名する者を本公開買付け完了から上記に定める手続きが完了するまでの間、対象者の取締役会、経営会議、その他重要な会議に、オブザーバーとして出席させることができ、対象者はかかるオブザーバーの出席を認めるものとする。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報 該当事項はありません。

<ご注意事項>

- * このプレスリリースは、公開買付者による対象者に対する本公開買付けに関する事項を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
- * このプレスリリースには、公開買付者が対象者株式を取得した場合における、公開買付者の考え方に基づく、事業展開の見通し等を記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見通しから大きく乖離する可能性があります。
- * このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。
- * 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにならず、情報としての資料配布とみなされるものとしします。
- * 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2008年10月14日東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から12時間を経過するまでは、株式会社ナノテックスの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

以上

【添付資料】

平成20年10月14日

各 位

会社名：ユニパルス株式会社
代表者名：代表取締役会長 吉本 喬美
(コート番号 6842 東証第二部)
問合せ先：常務取締役経営統括本部長 和田 倫幸
(TEL：03-5148-3000)

株式会社ナノテックス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ユニパルス株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成20年10月14日開催の取締役会において、株式会社ナノテックス（以下「対象者」といいます。）が発行する全ての普通株式及び新株予約権（平成18年4月21日開催の対象者取締役会の決議及び平成18年5月9日開催の対象者臨時株主総会に基づき発行された第2回新株予約権。以下「本新株予約権」といいます。）を対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要及び経緯

当社は、「得意とするパルス回路技術を使って、ユニークな製品作りをしていこう」という志の基に1970年に発足しました。この製品開発姿勢を社名とし、顧客と一体となった製品開発を積極的に進めることで事業規模を拡大し、現在ではその顧客は工業計測・計重・重工・自動車・機械・環境・メディカル・セキュリティ等多岐に渡っております。当社は普通株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）第二部に上場しておりますが、近年東京証券取引所市場第一部への指定替えを目指しており、企業価値向上のための経営指標として営業利益率（対売上高）12%以上とROE（株主資本利益率）10%以上を目標として掲げております。また、収益基盤拡充のスピードを高めるために、中期的な経営戦略として積極的なM&A戦略の推進を掲げております。その中で、平成18年1月には電設事業を展開する株式会社昭永電設を完全子会社として当社グループに加えております。更に、平成18年5月にはハードディスク関連の高精度の計測技術や電磁変換技術をメインに扱う記録機器（ハードディスク評価装置等）及び生産設備向FAシステム機器を中心とした電子機器製造事業を展開する協同電子システム株式会社（現・株式会社ナノテスト）を完全子会社として当社グループに加えております。その結果、平成19年9月期連結会計年度の売上高は5,102百万円、営業利益は392百万円、経常利益は451百万円、当期純利益は60百万円となっております。

一方、対象者は平成14年6月に光・ナノテクノロジー技術による産業用製造機械・検査機の応用製品の製造・販売を目的として設立され、ナノメートルオーダーの分解能で物体の動き（変位）や振動を測定できる独自開発の静電容量型変位計や光ファイバー変位計、光学レンズの開発・設計・評価に欠かせないデファクトスタンダードであるOTF(Optical Transfer Function)測定装置、高解像度量産レンズを高いスループットで検査するOTF検査装置等ユニークかつオリジナルな製品の開発・製造・販売を行っております。対象者の平成20年6月期の売上高は854百万円、営業利益は102百万円、経常利益は97百万円、当期純利益は46百万円です。

当社は、当社グループの基幹産業である電子機器製造事業の更なる経営基盤の拡充と経営効率の改善の為、対象者が保有する自己株式を除いた対象者の全ての発行済普通株式及び新株予約権（以下「対象者株券等」といいます。）を取得し対象者を完全子会社化することを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定致しました。本公開買付けの実施によっ

て、当社と対象者は、それぞれの独自性と強みを残しながら、①重複の少ない顧客層の相互開拓、②製品開発ノウハウの共有化、③将来的な特機関連の新規事業開発の協業等、両社が保有する経営資源を相互に有効活用することで、シナジー効果を追求してまいります。これにより、対象者の事業競争力が強化されるとともに、当社のさらなる企業価値向上に寄与するものと考えております。

また、対象者は、平成 20 年 10 月 14 日開催の取締役会において、第三者算定機関である堤公認会計士事務所による対象者株式の価値の分析結果を参考としつつ、本公開買付けにおける買付価格の妥当性や本公開買付けに関する諸条件について当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー、対象者の株価・出来高の推移等様々な観点から慎重に検討した結果、本公開買付け及びその後の当社による対象者の完全子会社化が対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対しても、当社及び対象者との間の組織再編後に予想される対象者のシナジー等を勘案した上でも、合理的な価格により、対象者株式を売却する機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて、賛同の意を表明する旨を、遠藤榮之進氏及び吉村昇氏を除く取締役全員一致で承認可決いたしました。なお、対象者の取締役である遠藤榮之進氏は対象者筆頭株主である日本ライトン株式会社（以下「日本ライトン」といいます。）の代表取締役会長であり、また対象者の取締役である吉村昇氏は対象者主要株主である NISP 2 投資事業有限責任組合（以下「NISP2 組合」といいます。）の無限責任組合員であるエヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社（以下「NISP」といいます。）の代表取締役であることから、対象者の意思決定の公正性を担保するため、対象者の取締役会における本公開買付けに関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。

（2）本公開買付けにおける条件の概要

本公開買付けは、上述のとおり、対象者株券等の全てを取得することを目的とするものです。そのため、当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定しておりませんが、本公開買付けに対して応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が株式に換算して 15,279 株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の下限（買付予定数の下限）を設定しております。

本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、近時の市場株価よりも有利な価格にてその保有する株式を売却する機会を提供するものです。当社は、当社の第三者算定機関であるジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社（以下「JWM」といいます。）による対象者の株式価値の評価結果の内容を参考にしつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、最近の公開買付けにおいて市場価格に付与されているプレミアム水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し及び本公開買付けの目的を達成することの当社事業戦略上の必要性等を総合的に勘案した上で、対象者並びに対象者大株主である日本ライトン（7,098 株、対象者の発行済株式総数の約 30.70%）及び NISP 2 組合（7,000 株、対象者の発行済株式総数の約 30.27%）の無限責任組合員である NISP と協議・交渉した結果、10 月 14 日に本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 26,000 円と決定いたしました。他方、本新株予約権の買付価格については、本新株予約権はストック・オプションとして発行されたものであり、当社が買付けたとしても行使できないと解されることから、1 個当たり 1 円としました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、平成 20 年 10 月 10 日の証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）アンビシャス市場における対象者株式の株価終値 10,000 円に対して 160.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、対象者株式の平成 20 年 10 月 10 日までの過去 1 ヶ月間の調整後終値平均株価 13,708 円（小数点以下四捨五入）に対して約 89.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去 3 ヶ月間の調整後終値平均株価 16,184 円（小数点以下四捨五入）に対して約 60.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去 6 ヶ月間の調整後終値平均株価 20,640 円（小数点以下四捨五入）に対して約 26.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となります。

（3）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合、当社は株式に換算した対象者株券等の約 66.68%を超える株券等を取

得することになりますが、本公開買付けにご理解いただき応募いただいた対象者株主の割合及びその他状況を勘案して、本公開買付けで対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合は、当社は、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の方法により、対象者の発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。

当社は、完全子会社化の手法を検討するにあたり、対象者及び当社の株主への配慮並びに完全子会社化における対価の公正性及び手続の公平性の確保を前提として、対象者の完全子会社化後における両社の経営への影響や完全子会社化における税務や法務に関する検討点を、専門家を交えて協議し、多角的に分析を行いました。これらを総合的に勘案し、当社の既存株主との関係では当社の発行済株式数の増加をもたらさないこと、対象者の株主においては将来的な価格変動リスクを回避できることから、金銭を対価とした株式交換の手法による完全子会社化の手法を選択するに至りました。本株式交換により対象者株式1株につき交付される金銭の額は、本公開買付けの買付価格を基準に算定する予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。また、完全子会社となる対象者の株主は、法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の1株当たりの買取価格は、本公開買付けの買付価格及び本株式交換に際して対象者株式1株につき交付される金銭の額と異なる可能性があります。

なお、当社は、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による対象者株券等の所有割合及び当社以外を対象者株主の保有状況等によって、上記方法に代えて、他の方法により対象者を完全子会社化する可能性があります。

（４）上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果によっては、札幌証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の株券が所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けによって同基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終了後に、上記「（３）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載の手続に従い、公開買付け者が対象者の発行済普通株式の全てを保有することを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者の株式を札幌証券取引所において取引することができなくなり、対象者の株式を売却することが困難になることが予想されます。

なお、本公開買付けには、応募株券等の総数が 15,279 株（株式に換算した対象者株券等の約 66.67%）に満たない場合は応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の下限（買付予定数の下限）を設定しておりますので、その場合には本公開買付けは不成立となります。本公開買付けが不成立となった場合の方針については未定です。

なお、対象者は、平成 20 年 10 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、平成 21 年 6 月 30 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対する期末配当を実施しないことを決議しております。

（５）重要な合意に関する事項等

公開買付け者は、対象者の筆頭株主である日本ライトン及び NISP 2 組合の無限責任組合員である NISP との間で平成 20 年 10 月 14 日に公開買付けに関する契約をそれぞれ締結しております。両株主は、当該契約において、その保有する対象者株式の全て（合計 14,098 株、対象者の発行済株式総数の約 60.97%）について、本公開買付けの買付予定の株券等の数が変更された場合、又は買付け等の価格が引き下げられた場合を除き、原則として、本公開買付けに応募することに同意しております。

また、当社は対象者との間で、①当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済が完了した後、速やかに、当社の指名する取締役及び監査役が対象者の取締役会及び監査役会のそれぞれ過半数を占めることとなるよう、必要な手続を行なうものとする、及び②当社は、当社の指名する者を本公開買付け完了から①に定める手続きが完了するまでの間、対象者の取締役会、経営会議、その他重要な会議に、オブザーバーとして出席させることができ、対象者はかかるオブザーバーの出席を認めるものとするにつき合意しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社ナノテックス																					
② 事業内容	精密計測事業、光計測事業、情報機器事業																					
③ 設立年月	2002年6月25日																					
④ 本店所在地	東京都港区高輪二丁目15番19号 高輪明光ビル																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 嶋本 篤																					
⑥ 資本金	286,750千円																					
⑦ 大株主及び持株比率	<p style="text-align: right;">(平成20年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">日本ライトン株式会社</td> <td style="text-align: right;">30.7%</td> </tr> <tr> <td>NISP 2 投資事業有限責任組合</td> <td style="text-align: right;">30.3%</td> </tr> <tr> <td>株式会社ジェーピーシー</td> <td style="text-align: right;">5.2%</td> </tr> <tr> <td>株式会社ナノテックス</td> <td style="text-align: right;">3.6%</td> </tr> <tr> <td>グロースファンド5号</td> <td style="text-align: right;">2.9%</td> </tr> <tr> <td>先端技術産業創造投資事業有限責任組合</td> <td style="text-align: right;">1.7%</td> </tr> <tr> <td>株式会社尚光商会</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>東 良英</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>綾部 誠</td> <td style="text-align: right;">1.2%</td> </tr> <tr> <td>玉谷 英二</td> <td style="text-align: right;">0.8%</td> </tr> </table>		日本ライトン株式会社	30.7%	NISP 2 投資事業有限責任組合	30.3%	株式会社ジェーピーシー	5.2%	株式会社ナノテックス	3.6%	グロースファンド5号	2.9%	先端技術産業創造投資事業有限責任組合	1.7%	株式会社尚光商会	1.5%	東 良英	1.5%	綾部 誠	1.2%	玉谷 英二	0.8%
日本ライトン株式会社	30.7%																					
NISP 2 投資事業有限責任組合	30.3%																					
株式会社ジェーピーシー	5.2%																					
株式会社ナノテックス	3.6%																					
グロースファンド5号	2.9%																					
先端技術産業創造投資事業有限責任組合	1.7%																					
株式会社尚光商会	1.5%																					
東 良英	1.5%																					
綾部 誠	1.2%																					
玉谷 英二	0.8%																					
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は対象者の株式を1株保有しております。																				
	人的関係	該当事項はありません。																				
	取引関係	該当事項はありません。																				
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。																				

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年10月15日(水曜日)から平成20年12月2日(火曜日)まで(33営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき、金26,000円

本新株予約権 1個につき、金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

本公開買付価格である1株あたり26,000円は、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果及びJWMに買付価格の決定の参考情報とすべく、株式価値の算定を依頼し、平成20年10月10日に取得した株式価値算定書の内容等を総合的に勘案し決定されたものです。JWMは対象者の収益予想や設備投資計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価するDCF法、及び対象者の札幌証券取引所アンビシャス市場における市場株価に基づき株式価値を評価する市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、DCF法では22,883円から35,298円、市場株価法では、対象者の評価基準日を平成20年10月10日として、市場株価法による株式価値の算定において一般的に考慮されている対象者株式の1ヶ月(13,708円)、3ヶ月(16,184円)、6ヶ月(20,640円)の調整後終値平均株価に基づき、13,708円から20,640円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。なお、DCF法における評価において前提とした対象者の将来計画で大幅な増減益は見込んでおりません。

当社は、市場株価法による算定結果及び最近の公開買付けにおいて市場株価に付与されているプレミアムの水準を参考にしつつ、DCF法による算定結果、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し及び本公開買付けの目的を達することの当社事業戦略上の必要性等を総合的に勘案した上で、対象者並びに対象者大株主である日本ライトン及びNISP2の無限責任組合員であるNISPと協議・交渉した結果、10月14日に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり26,000円と決定いたしました。本公開買付価格は、当社取締役会開催日前営業日である平成20年10月10日の札幌証券取引所アンビシャス市場における対象者株式の株価終値10,000円に対して160.0% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを、対象者株式の平成20年10月10日までの過去1ヶ月間の調整後終値平均株価13,708円 (小数点以下四捨五入) に対して約89.7% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の調整後終値平均株価16,184円 (小数点以下四捨五入) に対して約60.7% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の調整後終値平均株価20,640円 (小数点以下四捨五入) に対して約26.0% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを加えた価格となります。

(ii) 本新株予約権

本日現在における本新株予約権の1株当たりの行使価格は160,000円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格26,000円を大幅に上回っております。

本新株予約権は、いずれも対象者、対象者の子会社又は関連会社の取締役、監査役、顧問、執行役員若しくは従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、対象者、対象者の子会社又は関連会社の取締役、監査役、顧問、執行役員若しくは従業員の地位にあること又はかつてこれらの地位にあったことが本新株予約権の行使条件とされています。そのため、公開買付者は、本新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記のとおり、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。

② 算定の経緯

(i) 普通株式

当社は、平成20年7月上旬より、当社による対象者の株式取得に関する協議を開始いたしました。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、平成20年8月下旬より対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施し対象者の財務・法務等のリスクを把握するとともに、JWMに買付価格の決定の参考情報とすべく、株式価格の算定を依頼し、平成20年10月10日に株式価格算定書を取得しました。

JWMは対象者の収益予想や設備投資計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込

まれる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価するDCF法、及び対象者の札幌証券取引所アンビシャス市場における市場株価に基づき株式価値を評価する市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、DCF法では22,883円から35,298円、市場株価法では、対象者の評価基準日を平成20年10月10日として、市場株価法による株式価値の算定において一般的に考慮されている対象者株式の1ヶ月(13,708円)、3ヶ月(16,184円)、6ヶ月(20,640円)の調整後終値平均株価に基づき、13,708円から20,640円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。なお、DCF法における評価において前提とした対象者の将来計画で大幅な増減益は見込んでおりません。

当社は、それらの内容を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、最近の公開買付けにおいて市場株価に付与されているプレミアム水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し及び本公開買付けの目的を達成することの当社事業戦略上の必要性等を総合的に勘案した上で、対象者並びに対象者大株主である日本ライトン及びNISP2の無限責任組合員であるNISPと協議・交渉した結果、10月14日に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり26,000円と決定いたしました。

本公開買付価格は、当社取締役会開催日前営業日である平成20年10月10日の札幌証券取引所アンビシャス市場における対象者株式の株価終値10,000円に対して160.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアを、対象者株式の平成20年10月10日までの過去1ヶ月間の調整後終値平均株価13,708円（小数点以下四捨五入）に対して約89.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の調整後終値平均株価16,184円（小数点以下四捨五入）に対して約60.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の調整後終値平均株価20,640円（小数点以下四捨五入）に対して約26.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となります。

JWMは、第三者算定機関として、当社の取締役会が買付価格を決定する際の参考情報を、当社の取締役会に対して提出することを目的としてJWMの算定結果（以下「JWM算定結果」といいます。）を作成しており、JWM算定結果は、JWMが上記の買付け等の価格の公正性について意見を表明するものではありません。

また、対象者は、平成20年10月14日開催の取締役会において、第三者算定機関である堤公認会計士事務所による対象者株式の価値の分析結果を参考としつつ、本公開買付けにおける買付価格の妥当性や本公開買付けに関する諸条件について当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー、対象者の株価・出来高の推移等様々な観点から慎重に検討した結果、本公開買付け及びその後の当社による対象者の完全子会社化が対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対しても、当社及び対象者との間の組織再編後に予想される対象者のシナジー等を勘案した上でも、合理的な価格により、対象者株式を売却する機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて、賛同の意を表明する旨を、遠藤榮之進氏及び吉村昇氏を除く取締役全員一致で承認可決いたしました。なお、対象者の取締役である遠藤榮之進氏は対象者筆頭株主である日本ライトンの代表取締役会長であり、また対象者の取締役である吉村昇氏は対象者主要株主であるNISP2組合の無限責任組合員であるNISPの代表取締役であることから、対象者の意思決定の公正性を担保するため、対象者の取締役会における本公開買付けに関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。

(ii) 本新株予約権

本日現在における本新株予約権の1株当たりの行使価格は160,000円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格26,000円を大幅に上回っております。

本新株予約権は、いずれも対象者、対象者の子会社又は関連会社の取締役、監査役、顧問、執行役員若しくは従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、対象者、対象者の子会社又は関連会社の取締役、監査役、顧問、執行役員若しくは従業員の地位にあること又はかつてこれらの地位にあったことが本新株予約権の行使条件とされています。そのため、公開買付者は、本新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記のとおり、

本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

JWMは公開買付者の関係当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

① 株式に換算した買付予定数 15,279株

② 株式に換算した超過予定数 一株

(注1) 株式に換算した応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(15,279株。以下「買付予定数」といいます。)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。株式に換算した応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に定められた買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)末日までに本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の数の最大の数(以下「最大買付株式数」といいます。)は、対象者の平成20年6月期(第7期)有価証券報告書(平成20年9月26日提出)に記載された数値を基準とすると平成20年6月30日現在の発行済株式総数(23,120株)から、本公開買付けにおいて取得する予定のない同日現在の対象者が保有する自己株式数(834株)及び本日現在において公開買付者が保有する株式数(1株)を控除し、本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(630株)を加えた株式数(22,915株)となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に 係る議決権の数	15,279個	(買付け等後における株券等所有割合 66.68%)
対象者の総株主等の議決権の数	22,286個	

(注1) 「買付け予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける「株式に換算した買付け予定数」(15,279株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成20年6月期(第7期)有価証券報告書(平成20年9月26日提出)に記載された平成20年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式についても買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の平成20年6月期(第7期)有価証券報告書(平成20年9月26日提出)に記載された平成20年6月30日現在の発行済株式総数(23,120株)から、本公開買付けにおいて取得する予定のない同日現在の対象者が保有する自己株式数(834株)を控除し、本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(630株)を加えた株式数(22,916株)を分母としております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注4) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。

す。

(7) 買付代金 397,254 千円

「買付代金」には、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数 (15,279 株) に 1 株当たりの買付価格 (26,000 円) を乗じた金額を記載しております。なお、最大買付株式数 (22,915 株) の買付け等を行った場合の買付代金は 595,790 千円になります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 20 年 12 月 10 日 (水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方 (以下「応募株主等」といいます。) の住所又は所在地 (外国の居住者である株主等 (法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)) の場合はその常任代理人の住所) 宛てに郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人の住所) の指示した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いいたします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日 (公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以降遅滞なく、下記の方法により返還します。

(イ) 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所 (外国人株主等の場合はその常任代理人の住所) へ郵送します。

(ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人 (又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構) により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ及び第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付け等を行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付をした公開買付代理人（復代理人にて応募受付をした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メー

ル、インターネット通信、テレックス、電話も含まれますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理を通じて応募する外国人株主等は、以下の表明・保証を行うことを請求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話も含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者でないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 20 年 10 月 15 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」の(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けの条件が達成された場合には、対象者は当社の連結子会社となる予定ですが、この異動が当社グループの平成 21 年 9 月期連結業績に与える影響は現段階では未定であります。今後確定次第ご報告いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 対象者の取締役会は、第三者算定機関である堤公認会計士事務所より取得した本公開買付価格に関する分析資料を参考とし、また、対象者の顧問弁護士である佐藤総合法律事務所からも法的助言を徴求し、平成 20 年 10 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、遠藤榮之進氏及び吉村昇氏を除く取締役全員一致で、本公開買付けに賛同するとともに、同社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。なお、対象者の取締役である遠藤榮之進氏は対象者筆頭株主である日本ライトンの代表取締役会長であり、また対象者の取締役である吉村昇氏は対象者主要株主である NISP 2 組合の無限責任組合員である NISP の代表取締役であることから、対象者の意思決定の公正性を担保するため、対象者の取締役会における本公開買付けに関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。

② 当社は対象者との間で以下の事項を合意しております。

- ・当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済が完了した後、速やかに、当社の指名する取締役及び監査役が対象者の取締役会及び監査役会のそれぞれ過半数を占めることとなるよう、必要な手続を行なうものとする。
- ・当社は、当社の指名する者を本公開買付け完了から上記に定める手続が完了するまでの間、対象者の取締役会、経営会議、その他重要な会議に、オブザーバーとして出席させることができ、対象者はかかるオブザーバーの出席を認めるものとする。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
該当事項はありません。

<ご注意事項>

- * このプレスリリースは、公開買付者による対象者に対する本公開買付けに関する事項を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
- * このプレスリリースには、公開買付者が対象者株式を取得した場合における、公開買付者の考え方に基づく、事業展開の見通し等を記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見通しから大きく乖離する可能性があります。
- * このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- * 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。
- * 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2008年10月14日東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から12時間を経過するまでは、株式会社ナノテックスの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

以 上